

## 町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和4年1月27日から長野県に適用されていた「まん延防止等重点措置」が3月6日で解除されました。町民の皆様、事業者の皆様には、期間中の対策にご協力をいただき感謝を申し上げます。

重点措置は解除されましたが、県内の新規感染者数は未だ高い水準で推移しており、県では当町を含む長野圏域について、3月7日以降も独自に定める6段階の感染警戒レベルを5（新型コロナウイルス特別警報Ⅱ）として、引き続き感染防止対策の徹底を呼びかけています。

特に、会食の機会や人の移動が増える年度末を迎える中、町民の皆様には引き続き、家庭や職場、会食の場などでの基本的な感染防止策の徹底とともにリスクの高い行動は避け、まん延防止等重点措置が適用されている地域との往来は極力控えるなど、感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

町の公共施設は、休館していた施設の一部再開をいたしますが、各施設では利用制限等を継続してまいりますので、ご利用にあたっては町ホームページ等で最新の状況をご確認いただきますようお願いいたします。

また、少しでも体調に異変を感じた場合は、外出をせず、速やかに医療機関にご相談ください。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があります。感染された方やご家族などの関係者、医療従事者等への不当な差別や偏見が生じないように併せてご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年3月7日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘